853
207

唾雑史

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

853-207

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

唾雑史巻之二

尾陽 茅野蕭蓼著

一 為朝公高嶌朝臣（従四位下右衛将兼和泉守）ハ江州浅井家ニ仕ヘ姉川役の時（十九歳ニて）高名ニ武功とあらまし也（小谷山三年籠城の義有之）十七の時浪人して同国河内国に住し其後織田七兵衛遠江守に仕へ又大和大納言同中納言に仕へ遂に秀吉の臣となり徒ニ（表に仕ふる大坂の役に）神功を顕さまほしかりしも

一 尾州名古屋の城を築くに当り馬驢氏豊築くと伝ふ也

しと織田備後守信秀奪ふて住せられし天文三
年信長爰にて誕生同十五年信長元服三郎
年四月清須城主織田彦五郎（信友天文廿二年十月十一日彦五郎其主人たる武衛守護斯波治部大輔義統と殺して城をとられ）の家老坂井大膳同大膳太
夫織田孫三郎信光（信秀弟）の為に彦五郎を誅せられ或ハ
出奔せし此時ニ信長清須を取れ彦五郎
と殺し城を奪ふて居せり十一月に名古屋の城を守
信光に授けられし誂ありて其年十一月信光其
家人（坂井孫八郎）の為に殺さる信長林佐渡守信勝と
かたらひ名古屋の城を質せしめられし明年五

月佐渡守其弟美作守および柴田勝家等ふかく議して織
田勘十郎信行（信長弟）を奉して信長にそむく小八月
信長兵を起し名古屋の兵と戦ふ（名塚稲生に戦ふ）林美作守
と誅せらる於此和議同三年正月終に信行を殺し
佐渡守を追放せられしより名古屋殿様と称し奉る安長
十五年　神君大樹を再建ありしより公方様と
議して八郎の信頼万代の鴻基を成られ
一　東佐渡守保将して邪智ありて
神君の御心ともいって事と為所故征入るも此
次のりしくのやうつく秀吉薨去の後大坂旧切の

あらんことを恐るゝ也　神君是を可とし給ひ諸侯共に
事止む。一の役なく関ヶ原の役起る。石田三成諸
大名是より清盛入道を恐れ豊臣家不ら属るもなし
佐渡守かゝる事を未前より理会する程の智者
なきも乃ち次こゝまで大無接を執しるる故大
久保氏等多くの四居を殺しるるもあるし
一秀吉伏見の城と築楽第の後神君武家の棟梁井に
公家の大権を専ら給ひ平家源家の政義
もうく寛く黄金百枚づゝ賜ひ給ふまし神君
信ぬるこゝろ

諸人の恨を殺ゝ秀頼を補養せん為なる未
独清正馬当矢のごとくに公大閤
殿下乃遺命と称もき秀頼と殺ゝ城満名
ゝ石田を頼ゝ諸人の四居等なひこゝろみて
なゝ彼の大坂の四居等なひこゝろみて大小名一ゝみて
亡なん事を謀り給も秀頼幼少の時ゝ乗て石田
必私を資ゝ其時諸将ゝ議ゝ給ゝ皆悦ひ
石田を討給ゝ慶下の無ゝなゝん

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

百金と積る事十七年 四月武列薨じ
嫡子 死次ありて 六月連年好曲あり
ちまた 真っ盲 法師一 多紀等諒刑せらるし
真蒙の無器多数
無器共内 彼のおきこと
一甲陽軍鑑 小幡氏記 武臭き方を
く杜撰せ一書なり 南記大
ひ多一くもく是をいふ
天文十二年二月山本勘助信玄の
大内の義隆の滅亡を以次義隆真良陶晴賢

一教きせ一ふ天文二年九月 十六
年おの春是を知一ん 筑摩川 講和の甘謀
信玄一梶原景時の
八平の景弘の乱 自一是を知一ざる
文昊湯浅義照一 義長二年八月
薨一院号と 天正六年死
次年実年前なん 甘浅等を記すべき
天文十六年七月川越夜軍 同十九年七月
川越の陣を小栗氏指一軍 二度の軍を
一時一記次 飛騨姉小路数 一人一真時代

年月を考へ…… 上松朝定松山の園に有
事十の冬より 梅を…… 朝定を天文十六年
七月十日川越に義元次…… 法名を忘れ寺未詳列湯養寺 他後
信玄武康松山の地に…… を思ひ…… 永錄五年
真宗を推…… 知る…… 悪く挙る…… いふ…… 海あり
次に世挿…… 者流甲陽軍鑑を以て…… 説を…… 記
の体裁のあやまりと…… 考あるをもって……
一濃州武義郡下有智関祖治祖
奈良 兼常 本号千手院住上本智之上野介国常
善竜 兼高 尾州列住政常之師也
関ノ住兼義之祖子孫今造前

三阿弥 兼定 陸奥守尾列信高之祖也
得林 兼辰 和泉守関清信之祖也
得印 兼義 号得永関人家上有智廣辰等祖也
室屋 兼道 俗号兼道久作岐阜大道盛直之祖也
竜堅 兼宗 関兼舩之祖子孫今造刕刀

右ノ外雖多皆七家之門人末流也故略之

一或人曰当世学騎弧之……
雪を…… 或…… 武道者一世之……
第一ハ…… 義を…… 人をかも……
已とまつく人をおもし家人の……

なき人情を除きて人の真すくなく孤独の働き斗
り世なりいつも少なるく侍る諸家を記し国を持
天下をなる人とこゝろ自ら生をも人とも数一功
生く人もあるべく唯随従の人を撰び兵を
率ゐ城を攻又人をなるべく籠下を計ありなん人を
せず数一次第一人数多家臣を成自ら大勇を成
一当大勇又(ネノヒ)ことに記すあるの教を能理会
すべき事なり

一勢州国司北畠具教城初壹志郡多気庄真後多気郡
田丸御所飯高郡大河内御所同郡坂田御所
為命一ゝ監せしむ豊を国司の二男将監いとし又真
治志郎一治験志所国郎岩内法所若年法所
ゝゝ以ありとゝゝ家を称せ一法の是を議せり

一豊臣家之命伏紀刕根来寺天正十五年四月豊前国
彦山山伏等
掃る一治慶氏中世関ゝの号山宗ゝゝゝ騒傷
自恣一いゝゝさる事なく刕無器を備く成雪と
事さし国郎田園と押領一ゝ玉家の害を為
す一満刕多一来の山ゝ修徒武備堅固ゝゝく
数し降ず人一ゝ依さる者共真事ゝ法威厳重な

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

きあるまで一山と退出きまで又幾百
ならずの僧侶未だ一村の地と納一
非道人と哀し哉と哀さまであしまを毎
すべく俄に不入の不せんと思ふを以
恐の至しまで言くまでの比

一土井甚三郎利勝を多野下総守信之のるべしを
小姓に利富養ふ次後大坂に任一侍従従四位
下と為せまで

一此の古井家を実に庵列多野氏と

一姫久多郎秀政播磨守更に仕平岡山城守
濃列人也 孫左衛門秀満川

秀望姉ふまで信長公及び秀吉公
加賀内まで十八万石封旦左馬助
八年小田原役陣中卒せり

同じ孫姫田氏亜政陽物ふ
田二左馬助の孫にして父を
等とまでまで

一或問子所筆天野先祖他事固
奉仕之主也然共源将軍尊氏
功雖不知平子以尊氏書朝敵
持明上皇之院宣以師々是豈賊乎答嗚呼吾子

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

見野史氏章而不暁乱臣奸謀之意夫尊氏為張
己之逆威裁君之子誣良臣是不乱賊而何乎且
建武二年十月帝以尊氏名朝敵十一月十八日
削尊氏之官籍是實朝敵之證也真詰院宣着真
心欲挟一主而耕朝敵之名謀計而已後醍醐院
是正統之帝也先光厳光明以下者謂之僭偽亦
可也可惜宇南無人主之器故神器終遷北然後
村上長院後亀山著實正統之君也
一後七條門院意仁前后将軍義詮室
さし子を以て新陰氏を后とす
洛柳原院久壽永正

の氏将軍義詮之臣東条牛窪牧野氏
二連木石氏西郷稲
酒井氏佃洋事氏長篠菅沼氏野
田山口伊奈本多氏真鍋
設楽足助本位氏
鳥居氏諏訪氏
川家臣氏親の時
の属下松平
属し又遠州浜名等古四郡皆
一神系の清氏松系の輝朝臣
川山縣等也輝主と称し
四年正月松系早世の後
我又仙系主義良
のみ人知加賀掌相利長の
孫なり

らもうる事にいたらく世に知る
一堂上家並兵多しといへども
せう由言辻少納言総長朝臣
をう船橋武彦少将尚賢をも
味数に武家をのぞきて
侍るものゆゑ以つて
の宿坂のみ呼び松平加賀守
薩摩守右近衛中将をも
侍従に昇進ありてし右の
り此たびの風俗なるをもて是を非とすべき
事にあらず其時の風俗
と称し筆せさるを誤りとなすべき
まじきなり

一我のみ我端公満康君の時
せられしを主家に仕へし
宿筆の色紙を掛幅にして
事ゑらくあるべき処なれども
宿業ある上洛つて君あの
おのの付掛幅させる実
や此世に伝へまほしき事

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

一尾張市貫の水野氏或は源氏或は藤原等多家
興福と称も極て疑多し　寿永の頃
二照の子孫て右の系譜あり　言望至の三男清守府
将軍平良兼の孫武義守等以雅の裔と伝兼四年
四月の下知状以来代々の古証状多し　嘉吉野
原合戦の時当氏の多郎平
政の時忠義戦場にて
野致死　忠永十九年の書状備中守を忠永
うけて有備中守を忠永
上多野村感忠ちて葬

寿永年間真次の先祖山田新志満郷司職を八郎
院より補し賜ひし状等数通右多野の庶流よ志
浅氏有水野代々の領地
峠村（小在のうち）十二ヶ村
多郎久次命織田内府仕へ百貫
文の地を領次内府配流の後宇人となる　備中守
より今二照まで八代之と
家を記次智多のみ郎
景茂と矢し源氏と称
一大板の軍功と書るものも
実と称せし　中極氏著せ
浪速餘録いとなる

諸役うなきの事ならん時ハ別紙の筆頭を
なさしむへきまゝとさるゝ大板葺棟の土葺んと爰
せさるへし若ゆるくいそき是まての餘澤い
まいさるの不有しや法相の元のゆゑ姓を澪降
落し記し大言容ゝもさるゆへ一家薬業ま入る後
無と泉前ゝ也一揚と京師ゝ清ゝ及ん
揚意(エン)ゝ諸言御ゝ
大祝と被ゝ言播ゝ
の神殿ゝ揚する刻浪と知ゝ喜時と斗殺き
んとせゝ嗚呼可悪

一条第ゝ諱と記次第あり改言ゝ其官辞表の後ゐる
ものゝ其別の名を記次第ゝ近衛殿ゝいゝ

良嗣改忠嗣

尚書次又地下ゝ第ゝ家ゝ姓
公ゝ進一人ゝ其時の名ゝ
ゝ

諸家傳

高氏改尊氏

同上

又大臣ゝ公ゝゝ家の人ゝ官の名ゝ改む

同上

義教元義宣

義教初て僧敬三年五の時事繁に
の宣下有来時は義宣下し称次
軍宣下の時は義教と没しも是等の名と書う
義政元義成
義宣の名を為斯波家定の時
宣綱と改しも諱なりとて宣綱二年従二位
の後義政と改しも此等の例を能受つく書
地下あるも武士のごとくを強う是を拘る不及
いくとも其事を家と為し又を絶く久き官
位に任官あるを其時の名と書く改来を注す

一々当後の法式なるべく有職の人々能究
事一色にあり

一寛永十八年柳営家の若君誕生
有べく酒井讃岐守とそべく三家の
行べし紀氏の毒家を為継
行る日九納言の職べく等位の人に僕使の礼を
執る事いまだ其例を聞す此時や勿論
也べく行いまだなきあべく彼是
氏の長者は大樹を
へきの也べく公色と事て曰父を
一

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

相國のまこと大勝仕つり
京都へ三人山王社へ參籠
へしとさゝやきいつゝ京都
一二萬將軍ゝ 伊東 狩野 河津 天野 二階堂等
數千騎の御方ゝ 何もこの世人ゝ天皇三年平將門征伐
の時軍功有しまゝ及び彼戰ひ將軍の第八將軍討死
せよう萬屋宗圓ゝもこゝへ仕る又海松遠集ハ八十
遠い等將軍ゝまいりまする人ゝ多ゝ
ゝゝまする

萬屋道信朝臣

別紙ての四ゝせの春ゝゝゝ

ゝゝとおもひたらせよ
ゝ仕まつる醍醐朱雀村上三代の氏の人ゝゝゝ
氏林の重家萬氏ゝゝゝ
一鶏殿三郎業長明ゝ三列西郎の人ゝ先ゝ紀列魚野
郭宮常季七人の供僧一負ゝ清宮の軍の
事ゝまいらせ信濃宮ゝ仕ゝ其後三列ゝ入長明ゝ駿河
のゝ川業義及び氏真のゝ麿ゝ屬ゝ
一浅る妻十八日勢家五十六業一法び仕ゝ麿公園嘛の
古戰場とゝまいらせ中嶋の楯籠ゝゝ松右松
村ゝいう道の程ゝ問ゝ頓ゝ鞍馬ゝ八町斗

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

有りふなる山下にて草刈る童に、いつくの所か云へ
ハあの山のちかき松の大きなるやゝ見ゆる處より少し路よ
り左の方草深きところ小田町あり入侍りしに
傾く古塚ありて、涕いとちいさく見えし野翁の語
るところによれば、此塚の西二十間斗山際
の松を指して、是ぞ此清康義元公清事の場なり
傾く塚あり、雨のふる持、伝へ侍る史もむかしの
山を屋敷の根といひ、雨ふる時清屋敷と云ひ侍る山の
上なる塚を松井左衛門宗信の殉死せし處なり、塚を
清家臣七聖の内の、みな侍るなんといひ、話しところ

語り侍りし此合戦の書数多く見つれども、其実の説も多く
思へるに附會虚説と侍へるも少なからず。故に前治記
大浦義元朝臣四万の軍を率ひ遠三を略し永禄三
年庚申五月十八日尾張沓掛の里より大高におもむく十九
日の朝此所にて息ひ給ひしに、平勝相國三千にて足
らざる勢をもつて、大宮の根より二手にわかれ、一手を
騎兵の先手とあてさせ、自身ハ廻りて田楽の窪
の本陣を攻急に戦をしかけ給ひし。騎兵不意に
襲はれ、大雨疾風の中、敵味方のわかちもなく、此故
義元旗下に矢降及乱れ、撫みて征伐滅亡せり

ふし 命 侍る 我遠祖 景 ニ 一く 茅花 一章
存せ し 一 孫 侍る 七名 名残 く 侍る 甲
紫なき 古松 枝 一 遍 季扁 侍る く

黒雲浪吼倒南溟　鵬翼迷雲擺迅霆
一夢黄梁百年恨　蕭々短草又新青

昔を掬み 士卒 逝 親 如
松風 哭 裏 忘 ま 百年 恨 侍 く
る人 なき あ 侍 な 歳 く 死 く
昔を掬み 士卒 逝 親 如
松風 哭 裏 愁 烈 祠 と 残 侍 人
ふ 松 なく 侍 ま 士 侍 く 川 流 絶 世 侍 く 侍

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

真宗関東にあまねくものしを
や

梅ろう一義久の法事一の後風流成業 高き高き峯
鳴海の体とそ伝う一戦いかうかう
信長ろ一浄ろ一亡るの菩提所とそなみしと伝えい定く彼
地ろ一法墓も伝ろう一雄の家紋
杉と下の法名称なるまま成後ろ一信長義元
の首と験府ろあろう
頂戴ろ一梅と築義元塚と称ふ今猶残

又成後ろ一信長験列の旧跡を
図ろ一改し修せ人と添く義元の首とおろ
る又風流氏真建設ふ
故従四位下行治部太輔兼駿河守源朝臣義元
父増善寺修理太夫
大納言藤原宣凡六女号天澤寺殿秀峯哲公
大居士

瑞泉寺村の法恵敏妙尼の墓 寺を田楽ろ一道程
丹家、一里余成ろ 菩提寺、北七丁成ろ
鳴海、北二十成ろ 中鴻、北丁成ろ
有松、 中村、二里半成ろ

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

九根、一里半西　　龍雲津、一里半西

警蹕、一里半ヶ

　　揖狭宮の図大小さ図あり、つゝ尾張氏斯波流ゝゝ織田氏守護代ゝゝ承仕せゝる

しゝ何もの時ゝゝ始まる共

比古賀和美姫入道建照ゝゝ云ゝ者、月代のゆゝゝゝ之

　一但当家古ゝ年越田社還宮記ゝ社務官領吉賀和入道ゝ者ゝゝゝ社事ゝ領せゝ者ゝ紛ゝ

真筆ゝ図暫ゝ預ゝゝゝ方是ゝ野田殿ゝ称ゝ

ゝ越田大宮司職ゝゝ宋時ゝゝゝ織田氏尾刕ゝ者

ゝゝ之ゝ依ゝゝ、弘所文古徒之ゝ

織田氏なし

家武衛家の古ゝ知状有ゝ

尾張国英比郷事早仕

御教旨可被沙汰候見殿南御方雑賞之由候仍

執達如件

十月七日　　元阿判　義淳朝臣入道

織田三郎殿

織田三郎ゝゝ敏定法ゝ大和守ゝ称せゝ是ゝ別

守護代ゝゝゝ来住せゝゝ縁長ゝ来ゝ要ゝ移し

ゝ本ゝゝゝ居せゝゝ之ゝ大永三年ゝ織田大和守

建勝一作連勝　天文十一年ゝ織田大和守勝秀ゝ云

ト人有名古延法華寺ニ古記文傳ゐるさてましく織田家
国ヲ定達勝清春ノ人え侍し次第家ニ属シ文禄ゟ同夫
一変なし
一濃州ハ守護ハ其ノ家ニ土岐（源頼光後胤）其ノ家ハ遠山（加茂京都の廣の稀）
元弘建武の頃より土岐ハ衰へて終に岩村を領し次ニ去
頃禁昌ニよりて一国の守護たり又斎藤稲葉山ニ城
在て云同人ハ有城（主守利永宝徳元年五月十七日卒）始ハ土岐頼康の其属下
ニ属してニ子孫其令と承恵仁の頃後斎藤家自
土し一西濃を押従へ土岐ハ其已主ナリ是より土岐
次第ニ衰へて守護の名のみにて年月を送り

る明應年中の斎藤ハ持是院三位法印妙椿と云（持是院三代ナリ）
（妙椿 妙純 妙ゝ）
稲葉山の城ニ居住し武威をふるひて其比
洛下の商人松波勝左衛門と云もの（初ハ日蓮宗の僧にて長井豊後守家ニ一西村ニ内）
（親しみ其名を西村勘九郎と称す）
凡ら濃州ニ来り妙椿の家人となれり
才知発りて武勇もありけれハ妙椿ニ近く召仕ハれ
我ニ其者しく人々と顧み高く軍功もありけれハ斎藤の新にし
當国ニ須の城主長井豊後守一家とまりて斎藤ニ
従ひたりしを松波深く退治し其の跡を領して守
須の城主となり自ら長井太郎左衛門尉と号せし次第
次其後持是院二病死せしめ（文明十二年二月廿一日卒）男子なきの事にて

一説ニ里ヲ称シ家督ノ子ヲ別ニ分チ利ヲ以テ家ヲ別ニ立ツルヲ云フ

一ニ妻ヲ娶ルヲ称シ一ニ妻ヲ押ノケ一ニ妻ヲ娶ルヲ称ス

一ニ秩父山権守利綱ヲ名乗ルヲ頼ミ荘警ノ為ニ道ヲ法名ニ改メ其子ヲ小次郎ノ為ニ道ヲ法名ニ改メ其子ヲ小次郎ト名乗ル頼朝ノ為ニ道ヲ法名ニ改メ其子ヲ小次郎ト名乗ル

一ニ長男隼人佐ヲ称セシモ之ヲ小次郎ト名乗ル

支頼義ヲ瞞セシヲ以テ親ミ迎ヒ頼ミ迎ヒ生ミ

道ヲ一同農刈ト領セ

一竹腰道孫ハ濃刈ノ多義ノ家人ナル道ヲ不義ノ財

道ヲ以テスル事ヲ

或伝ニ云道孫ハ本ノ一流初ヲ竹腰掃部守

一ニ云ヘル如ク道孫ハ本ト濃刈ヲ

保ヲ以テ仕ヘ其後高安寓ニ安ヲ称ス

竹腰勘解由

一金表ノ原氏ヲ称シ原氏ノ子竹腰助九郎

或云ヘルノ如ク高安寓ヲ称スル助九郎ヲ

一ニ此ノ故ヲ以テ浪人ニ山権ヲ法名ニ

守正信ノ父ヲ或曰竹腰ハ孫ハヲ

ニハ篠和徳通ハ篠越ヲ云ヘル意ニ

リ或曰ハ孫ハ濃刈ノ竹腰村ノ

事ヲ知ラス

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

哂噬雑史巻之二

尾陽　蓁園著

哂噬雑史巻之四

一寛長二十年五月七日　大宋所薬磨山の陣より注
かく訊甲斐守問答検使遣豊嶋刑部二人議て夜廻
す間宮豊嶋等陣営ニて人事有ニて夜人頭ニ見
と申乃ニ一つは公宋後ニく夜人ニて来る
と行方ニ故ニ宋陣営非常
と改る者なニ故ニ長等頭ニく私ニ宋陣営
廻ニ護ニ来ニ砂ニて高ニ勢立川特ニお

引渡さるゝ事故有良右衛門
母妻悲歎死生を云々厚悔るべ
き筈の処一端懐中へ入方らを伺ひ寂として人な
き刻を考へ突殺し立のくなんぞせんと側なる五平
斗の男侍をも殺害し腰刀の鞘を引裂き同人と思はしめさけらるゝ
一疋伐き而まだ〳〵あを汲も若者あり立ちのく其ま
頼方まで参る我
大沽所より内府公へ沽便を
る者あり早速而引入せ
嬰いの〳〵小雑〳〵いまだ附ま
ず

我等いまだ沽存命ゆゑ大野源
護一事あるゆゑ件の者を内府公沽所へ訴し
山里丸の道明寺舎をその前を井伊掃部頭一
て囲みゝる者共人井伊氏手
のきる而やすきやを問井伊氏曰内府と記列言野山
へ沽供仕るまゝ
大沽所の命せゝる而ゝ云
捕ゝ名前片桐市正
と云者を申出し右の通と弁し大
速の大野を申出し右の通と弁し大
跡ゝ手業の繋斗目を着

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

りけれハ血流出速ニ腰疵の摩斗自と思し白袢巻
と申ニ何まて甲冑ハ着せさりし大郎宗と称して
従ふ云我君及ひ婦人等長途の備に清家ふ掛ニ十挺
らか人馬並組らセ付可然と云安人ハ此旅ハ宗掛
多くてハ早速調しまうる事いのハなかるへ存置て候く
所なと驍虫掛（本ノママ）井伴氏ヲ遣ひ恙のしと云井伴氏
此く秀頼いかさま存命疑ひなしさらハ一時ヲ了
と存除くしと忽鉄炮とつゐへてとゐみて下知せし
かれ志をよしく畑より煙出しさらハ間宮豊
嶋ハ八日の辰刻に葉麾山ニ立帰り大坂の有さ々

と欲しなまて清蔵不斜早速清蒲と發し清出馬
有しらハ（間宮権八記録）間宮豊嶋清使ヲ来リし詞ハ彼の飛
来る公清後しく御世中しく来るや近習しく田三人
ふく安人ハ夜廻ニ付る不安人出く悔しさるゝ久
しく行体なく不帰来さるよしと申公此ふ御覧上
の事ハさうてもいきし俊実ともなたまりとく感し
行下さまと御感と云く

一種村肖推と呼ひし人有（種村一作棚村）三郎四郎と称して
そのころ柴田修理亮の侍大将くし柴田云ひく没落
髪せし前田利家是非我に仕へよまさ由し中

さまざまの生さまし種村を取巻乃上をなりしの
ハ利家白雲をハ小姓駕と
種村却あつく酒を
手傳合力せし由軍事を後次酒を人うな
服従せしとぞ

一紅毛商朝より来る事久しく
船も波を洋く交易をなせしる羅山集書翰之
文体ハ台湾の法財を
船を繋く彼を酒せ
海辺へ夷人を筆乙我商人を
掠奪次彰三郎掠ともく蘭長の前を
人をとんく逐一を責く縛まて
うて船より上る時一小刀を腰を
従んく皆ま祖一急を蘭を侵しく利刀を脇を
あり夷人等恐怖しく和を乞彰三の曰日本人を悪
解く積賊を脇きを助人を
ふし貨を船遠く彰三の曰船をとんく酒ゆる
一を蘭を掠一刀あてなるく海辺を走る船を
つく人く銭をのおくく急角して急を船をも
帆をあけ夷人いうんます事あしまし一船

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

守正能父の本領を進退し是便或百人餘り相勢ふ
一人遣ふべきの勢を討之時退却河原寺迄
追懸大切に討死候此る係来るものあり
一或問八幡宮を源氏の氏神とし旦弓矢神と称候源
氏清和帝の孫にして清和の朝男山に大神と勧請
せし故の又弓矢神とするか神功皇后三韓を征
し給ふ時云々の八幡大神と源氏とせし故歟
帝の勅にて義家源義家男山に
と宣せし是より弥弓矢の門
繁昌しく源氏是より貴きなし故に右清和を

以て氏神と候又八幡を弓矢神とする事一紀貫集
六十八幡大菩薩現七十許老翁白髪の赤持白木之
弓以為笏と矢立同上令放之時云々是等附会し弓矢神と
我家へ迎申と云々あるべからず武
門等尚奉き神と思ひ崇め史記
淳房氏の系統に豈信すべけんや八幡大菩
の祖廟に士廣多きも非禮と神吏非礼と清廉を
んや況や実性(まこと)を兼平(かねひら)を将門誅せし時神
さぜられしや八幡一所にあるべし社壇の修理を将門

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

誤せるもの一の天神の矢と敬ひ其神を高瑞なるものゝ如くいふ伝ふるに至りしも甚だ妄誕なるものゝ如くいふ伝ふるに至りしも甚だ妄誕なるもの

一天応十二年八月雲州府版天平実録八代古開橋の造る有（実録脱記）雲州府版いふ所の良山上の営まるゝ

実録に漢孝文帝二十四年神仙降るの詳なる神仙降るえるゝ天平年の称ゝ十二年八月の字及び右勅旨像并八幡の二字を刻れる等有故に高貴恐らくは西海軍懐良親王八代宮司ゝる時西平年中刻板を

剛一名く民ゝ弘ゝ一ゝ世ゝ叶板ゝ紛を捨ゝ其を西平満免并と称ゝ板ゝ西平六年一月の字あるゝ（脱字恐らくは応代王遠国者カ）

一延長五年関白の軍役京の如義ふゝ放免あり織田右衛門稲葉甲斐守蒲田長門守等数百人の如き房を称ゝ其を不望し右義の沙法ゝ及び

神表いゝ

改易有ゝ

我の一のみ乱世右義を重し

常を守ゝ

神表義を重し

ゝる数家人の如きを

いまだ考えるに至らざるも、諸書を按ずるに、
しかるに、長久の墓、和泉記

一大将頼義薨逝の時、二浦八郎太夫為次、
年齢未詳、尚、二百石領せし
ごとく、八十余歳まで
ある老士、殉死せりし、是を
ならん。

一細川右馬頭入道常久、明徳三年、卒去の時、殉死の
事有り。戦場のごとき殉死、甚だ
尾張三位中将義胤卿薨逝の時、船越将監、石川与五
郎、死せし、是を近世の初めとする条
同年（尾張十二年三月十九日、
お供の公武列参して葬
ひとしく、土屋右馬助、永見右衛門尉、
尾張家の臣下、おのおの十人ずつ
故、日本追腹の手本とする
なる事、悲しむべき次第
なく、矢びらもし、杜し、窓より
後退脚なし、
太吉公薨去の時、小笠原監物、妻列
坐、増上寺にて、殉死の中川氏老人、
四人殉死の聞え、惟を後に
ならん。小笠原将監、家人ども、
の振舞、非なり、

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

一大将秀吉公、小牧・長久手の役、
御陣を召され、大坂へ
一大坂後の御帰陣、
御先手として、
御出の従者宗兵衛尉
兵三郎、
一杉井八郎右衛門殿、
一酒井与七郎殿、
一酒井忠次公、
遠江を治められ、
の後、
一秀吉公、
すべて知ること、
の文を与え、但し、
下ゆうしのゆくえなく、
真下の
通勤もなく、
〳〵まうす、
せうと、
とゞめさせ、
なるべし。

一秀吉公、我を尾州の民間より出でまして草うすき
御陣、酒井忠次、不思議の
御内裏の清涼殿の前の
御庭、
御供、
我と懐紙
御供、
信長公より
命
拝列、
高時たらんも

九列ㇾ而ㇾ安ㇾ座の名刹と射陣ㇾ信長
公の命と告ㇾ来る故名刹を亂し
軍令嚴ㇾ惟任と云ㇾ策略
莫大朝廷ㇾ請ㇾ清賜寺ㇾ
く清住職とあるべし我ヶ私の寺ありや
ㇾ次ㇾ告ㇾ来ㇾ民なきて民姓なし
等列のなきの如くなる永なきて古人踏る大臣の
清名とㇾ次ㇾ薗原氏とや望みんとさるを
いと多き事ㇾ迎清殿ㇾ
禅定殿下ㇾ

勅許有りて秀吉関白宣下あり禅定殿下と
云ふ曰ふ所職ハ他家の神すべきにあらず
清華家にて候ふまゝ仕ふまつるべし
も諸臣那波殿ハ附近殿大政と海き
信濃守配流有て其上洛せず蟄居
まつりて候へとも仕ふまつりて表
院へ永雄和尚
有すべく車ありて大臣と
のごとく牛車ハ他家の
牛牝牛ハ附のごとく我ハ牝牛
ハ秀吉公上洛の時
ハ秀吉公上洛の時
ハ秀吉公上洛の時

ら我あまた秀頼モ其磯島ハ河原者のごとく弾せら
ぬ弾ひ一ぬ為あきまゝ為ら波摂通ハ云ふも清ふ
ふまひとも世ハ学ひ中ハ信長公上洛ハつゝ
いのごとく我ハ人も我ハ云ふ一ぬ為ハ云ふな
こゝ異向ひ上総殿ハ入洛ハつゝのごとく晦
ませ弾ひ為ハつゝ信長ハ九条殿ハ秀ハ礼と
いもせ一ぬ未ハつゝ勝ハ云ふまゝ云ふ
ふもも弾ハつゝ大ハ一命とハふも清家の恥と
ハ残ハつゝ為ハつゝ為ハつゝ真時ハ云ふまゝ
書ハつゝまふべく候

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

一土岐頼藝濃州を有てある時西の京の油賣某時く
濃州に来り住ス土岐家老長井藤左衛門に親しみ
兎角して家人となりけり元来才智ありしかは権を
の謀を起し遂に藤左衛門を殺し其跡を領ス是より
先京より色有女をまねきて頼藝に仕へしめ人々
もハ長井を殺せしとも罰せられしものや其後頼藝
をも追ひて全濃州を有ちけり彼のやはらかし女をも
妻となし自ら薙髪して斎藤道三と名乗る彼
婦頼藝の子をはらみて道三の家にて産す是を
義龍と云後に道三の実子弐人を殺す義龍ハ

実父にあらす道三を毒なりと恐れし義龍の弟弐人
義龍に告て曰道三は実父にあらす吾子とも土岐の
子なり道三頼藝を追ひしより吾子の為に父の敵を
是を知りて候やと義龍元より道三不義の者なりし
ことの根にまかせて毒をまぜて道三を
責て殺しける濃州をおさめ威を施す其子
龍興稲葉山の城を築て有しの人望なく次悪の
み長せしかは西方三人衆武家稲葉伊賀なんと云
五龍興を殺して織田家に属し永禄七年信長
龍興の稲葉山の城を攻て遂に

しうる宗もちかうと乞ふ旨を告げて、逐ひつかはすに
りなき左ふしもちゝく富実の命一有うまあふ
さ為ゝ妨るまじきもの一ゝる、の二代と石待ゝくあるなく
添え一

一慶長十二年三月九日天野三郎兵衛康景駿河国興
国寺の城を出奔、次康景城破滅後の報を
事把の竹を俟ゝ一ゝ猿野足軽数軍是を監
せしむ清領国原の百民夜を侵ゝ彼竹を盗取書
の足痕高き盗人を追ひ湯ふまに来と捕ゝ殺害し残党
逃てるもの代官井出助左衛門尉正次と
康京卒ふの不為ゝ方へゝ逐ひ払ふ

諭して曰清領の百民無罪ゝく死うせしく
なとひ罪あうゝ何ゝ之うゝ生きる彼民を殺害ふ足
痕を除一罪と贖ふべしと康景ふいもく盗賊今
を牝しく悉領人人の抱と換換する勢き必ふく
殺すへし痕幸の私意ふあゝ後ふ命今ゝく盗人と
殺さしむ何の罪のあらんや一ゐあゝい我罪を
治へ一井出固ゝ康景ふの民功といも故ふ康京
表切ふうう家人をして清領の民と殺害盗人
ゝ非次ゝ證拠、出高痕ゝ志うして命曰
康京卒ふの不為ゝ方へゝ逐ひ払ふ卒ふの不為

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

すゝ[illegible]次他の是を乱明せん事多し上野介正純康景
等奉仰命の主きと生きく旦尼不云るとそうくも
上へ対[illegible]く変乃[illegible]ん[illegible]る事恐をたまう[illegible]あ[illegible]次
倫く斬[illegible]る[illegible]を謝[illegible]まる云康景いまく恵を
以く曲[illegible]随[illegible]ま富士の動る不昇縄そいつ[illegible]宣
命事と殺さんせ永[illegible]く捨うんまそんか次と其夜
衣を掛[illegible]掛と出く相列特郎[illegible]ふ[illegible]
一安部大蔵か補元貞、法名淳あ少[illegible]
討死大補源信まの子騨列あ部谷[illegible]うう任せし
も[illegible]し後あ部とかく称号せ[illegible]ましく家系

まうえそう

一源通氏ま嵯峨源氏左大臣融の曽孫三田丸の子
源通い細[illegible]る始る一説細い仁明天皇第三皇子左大臣定
四男左か脩源資の子孫三数の子細[illegible]云尾府
ヨ奉仕の源通家ま細の子孫次久十三世右馬亮満
細庵死院大相国[illegible]仕[illegible]武者小[illegible]ま[illegible]其孫
源道綱三列嶺田郷浦通村[illegible]う任せし其子
源大夫満範細長親重信ま重[illegible]奉仕[illegible]享孫
二年五月廿八の辛次是[illegible]
住まう

一森家の系図[illegible]右中将兼武蔵守源定次[illegible]川藤の子

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

侍従の庶母を名古屋山三妹と記せり

山三てふ庭訓古渡の人なり名古屋郭冤人云

信のるなり

一前田利家の父を庭列坐と記一柳直盛の村の人なり源吉蔵人と記し京図下前田蔵人落魚利昌と記次

一羽九の紋ユッシラ（是二そもうと呼のこと也）

布袴八素の袍下襲の裾を引ようの名

文法三年の法花文丸鍬の柄を用ゆるよし指貫と云

野太刀 名文丸鍬の柄と同ゆるよし

表衣布袴上表衣下小袖指貫

狩衣布袴共に表するとふ義

小垂とうや

一鞘の八種 以下数多 水精地 銀地 縁地 高地縁の事也 黒地 黄地 亀甲地 薄綾 張鞘 表鞘 高地縁の事也 下鞘 文ある物付ふる事也 小総 辻総 泥障 大滑革 鞦遠江 平総 兎綱 由来掛 鐙 吉広 辻 貫勒 鞍

一蒲生下野守秀行の家人蒲生冨郎左衛門尉と云士

因姓なるゆえ忠意有しと云 亡利休高弟にて

茶の事有秀行是を冨郎左衛門尉と賞し感切有しと云

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

奪ひ一つの家人逃きらく死を
く是を以多く上洛し諫争すれ
りし故今安国利と持氏次
安と害せんを次石田三成
書を送らく朱のごく石佐
利家の死後三成私
二ツ頭付金一萬五千
のごとくに三成一与せん
書るを無おそう出一関ヶ原
列一加る石田橋ら諸士東西一
京一頭付金一萬五千ら芸
掛ら為ら其志あまねもく
くいろう死ろうともく
一軍勝者流歟の製種々の
尺をい中世武家の古実
娘あのごとし文明前後まで
桃花芸業宝回殿浦殿武
ごとくのみ古書ろう元官人の
歟い蒔絵掛ら袋有東帯の

是を執る但し大うさい害人ども懐中すべき次将衣の者の
膝ゟ取るを例とす古法

一秀吉ハ始高吉尾刕萱津横笛山光明寺支院福阿弥子
也傳曰福好医術能眼病一見旦勅治御疾上賞之将
便福右嗣子傳医術乃賜官女於是還俗移居中村
弥助云〻或云官女已有娠後賜之

秀吉幼時学筆墨處郎萱津光時寺也門前三島邉
有榎樹傳云秀吉遊此樹下長後不忘而以木下為
称号今榎樹猶存右光明寺所云也

一尾州知多郡日永古象村
褐工あり真遠祖

江刕大溝あり迫間慶清守之為三佐頼政鵜と
討し時その褐工帯ゟ命ぜらる宣使篝屋の上ゟ
その件箭筈の前を見るものなり褐工襲
筈ゟ頼ゟしゟ其傳記詳ゟ筆ゟ彼の家
ゟ物あり古来久しきものゟ
尾刕領の内地の褐工其業を
世ゟ象村褐工のみ多許しゟ
と人ゟゟし
悔ゟ頼政鵜と討

名高の筆記ども此事なし 昔俗談を笑ふ
侍る僕等が一巻是人出を射給ひ天晴遠景
禁廷にして怪鳥と射しに廣光と同断
て是も実記ふ文さる事

一世ふ云百会者或は武士 船兵豊後国船
会者塚を船兵の墓山万寿寺まあり二年宋
年来橋宗和尚の時真塚と開一右膝の内より白骨
一真ふ又古刀一柄折鋒もなくて命
しく之の如く握く起こと
或説百会者浅草三囲多数宇会ふ

馬養ふ称せふ牧人なるとさる事 橋ある古墓
と又伝ふ

百会者の女と万寿ふ云郷の菖蒲ふ沈みし淀ふ違
く菖蒲也万寿ちまふ笑ふ百会者好ふ別府参詣
同次第ふ塚ふく別府村ふ有ふ二三人斗ふ百
会者墓也一塚を塚九ふ云ふし此の事知屋村ふ
也一ふ云今猶能き事を毒流をつふ此百会者
のふ九個凡其の後ふく菖蒲人、ありゆさまと
凡ふ記実録不見なきふ依上野国の義也ふ百会者
の故と語ふもあふ浦賀の娼婦凡ふ記ふる事ふと伝

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

濃田祐吉之丞ト云シ家系ヲ
一八幡大菩薩ハ義家ノ四男對馬守義親
ル親鷹ニ
親鷹ノ母ハ云々長命セシカ義親ノ傷ヲ悼
河列挌井社ノ祠ル
願寺ニ移シ奉リシヲ又世ヲ
河内ノ
挌井ノ社ハ
多田大宮ヨリ
移シ奉リシ
文政十二年二月
十日右宮司
一倩斎ノ考根ハ
彼寺記ニ掲ケタル豊

天正十七年八月廿日卒世妙心
ニ義信ノ妻表室ニテ卅
廿一ヶ日ノ逆修ヲ
是秀郷ノ妖
家ヲ傳ヘシ秘蔵ノ
故ナリト
一池田紀伊守恒利ハ
軍義持ニ仕ヘシ
一尾張ノ老臣
信長公ノ乳母ヲ
一淺野弾正少弼長政実ハ

天正十七年四月
良數正ノ
第ニ松院殿
一尾張ノ老臣一柳市郎
一柳市郎左衛門尉
信長公ノ乳母ヲ
一淺野弾正少弼長政実ハ中嶋郡宮脇村人

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

安井次郎右衛門改時之云其氏信長公の厚恩浅野
源長勝に武功の人其の先より代々浅野攻給
時の爵く長政に至て長吉と改名す長吉長
と綽名せん信長公より請くて信長の
十字を賜ふ長吉の籠下る所也一世の武功彼家傳
に詳なり慶長十五年四月十日卒せる

一石川伯耆守数正浜雲守 吉輝と 称せし秀
吉律のまゝを好しとも

一上杉弾正忠謙信の吉祥千歳田屋漫寺殿 うまゝ信
長のまく尚舟喜安と一同に領せしと他まう
喜の字を称しく書しへ

一上杉家を勧修寺の流まく家の紋竹に雀と仙遊山洛
中納言の流まく 一家の紋竹に雀と用ゆるあり
洛 以上東山巻記附録

上杉を藤原姓まく勧修寺の流へ上杉重房を云其の
宗尊親王の供奉しく鎌倉へ関東に住せり
真氏と頼重と云頼重の頃清氏真義の両へ
清るの足利と憲房重顕を討ち憲房と民部大輔憲
房を憲定憲孝の初なり是を山内と云て上杉一家の

棟梁と憲房の子孫となり両家の上杉と云ふ真の相承
まく誠後と称するものあり上野の白井に住まるもの
あり以上王代一覧
五十二ヲリ

一蜷川親元日記　今川日記　右二書ハ菅家の
為なり
当家記年録ハ鎌倉記　関東
関ヶ原合戦始末記　ハ暦二年
係らくすり林家作る　酒井侯蔵
右の外菅長の記寛永系譜　日記豊臣の記関東
乱記等迫也の他まだ
同じかく詳書きものあり
一信長公義服公と朝廷せ
東国寺と攻一信長公
実に一騎のみにて上洛拘留
姓の為にて東上京
公姓さの第りまき付
さまく第まく諸軍
好の勢所と落る勢
勢ひつしなくみなの
屈し降参うちふく小
と紅葉と膝の上に横く持
す由ここに真偽古上
好一族義服公のまま両度
実に一騎のみにて上洛拘留
姓の為にて東上京
公姓さの第りまき付
さまく第まく諸軍
好の勢所と落る勢
勢ひつしなくみなの
屈し降参うちふく小
と紅葉と膝の上に横く持
す由ここに真偽古上

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

853
207

3535

唾噬雑史巻之四終

国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『[ブン]唾雑史 8巻』 請求記号 853-207